



# 島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第89号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【訓 令】**

島根県職員被服等貸与規程の一部改正

（人 事 課） 2

**訓 令**

島根県訓令第8号

本 庁  
地 方 機 関  
県 議 会 事 務 局  
人 事 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局  
島根海区漁業調整委員会事務局  
隠岐海区漁業調整委員会事務局

島根県職員被服等貸与規程（昭和46年島根県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成23年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条中「第12条第1項に規定する課並びに同条第2項及び第3項」を「第12条第1項及び第2項」に改める。

第3条中「所属（家畜保健衛生所を除く。）の長」を「総務部人事課長」に改める。

第5条第1項中「貸与品管理者」を「所属の長」に改める。

第8条中「、貸与品及び共用品の貸与状況を、」を「貸与品の貸与状況を、所属の長は共用品の貸与状況を、それぞれ」に改める。

第9条第1項中「配置換、」を削り、同条第2項を削る。

第10条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条第1項中「又は共用品」を削り、「き損したときは、直ちに貸与品管理者に」を「毀損したときは貸与品管理者に、共用品を亡失し、又は著しく毀損したときは所属の長に、それぞれ直ちに」に改め、同条第2項中「貸与品き損・亡失届及び貸与品再貸与申請書」を「貸与品毀損・亡失届及び貸与品再貸与申請書」に、「あつてはき損・亡失届」を「あつては毀損・亡失届」に、「き損した」を「毀損した」に改める。

別表の1の表16の項を次のように改める。

16	農業技術センターに勤務し、試験研究業務に従事する職員（白衣にあつては、特産開発グループの職員に限る。）	白衣	2着	3年
		作業衣（冬）	1着	4年
		作業衣（夏）	1着	4年
		長靴	1足	3年

別表の1の表23の項中「及び栽培漁業スタッフ」を削り、同表25の項中「情報通信技術技術開発プロジェクトチーム」を「ICT技術開発プロジェクトチーム」に、「研究開発グループ（窯業に係る業務に限る。）」を「無機材料・資源グループ若しくは機械・電気・環境グループ」に改め、同表26の項を次のように改める。

26	高等技術校に勤務し、教務に従事する職員	理容科又は美容科の職員	作業衣	2着	4年
		建築科又はハウスアート科の職員	作業衣（冬）	2着	4年
	作業衣（夏）		2着	4年	
	作業帽		1個	3年	
	自動車工学科、住環境・土木科、ものづくり機械加工科又は機械加工・溶接科の職員	作業衣（冬）	2着	4年	
		作業衣（夏）	2着	4年	
		作業帽	1個	3年	
		安全靴	1足	3年	
その他の職員	作業衣（冬）	2着	4年		

			作業衣(夏)	2着	4年
--	--	--	--------	----	----

様式第1号中「(所属長)」を削る。

様式第2号中「(所属長)」を削り、「貸与品き損・亡失届及び貸与品再貸与申請書」を「貸与品毀損・亡失届及び貸与品再貸与申請書」に、「き損 亡失」を「毀損 亡失」に、「き損の」を「毀損の」に改める。

様式第3号中「(所属長)」を削り、「き損・亡失届」を「毀損・亡失届」に、「き損 亡失」を「毀損 亡失」に、「き損の」を「毀損の」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。